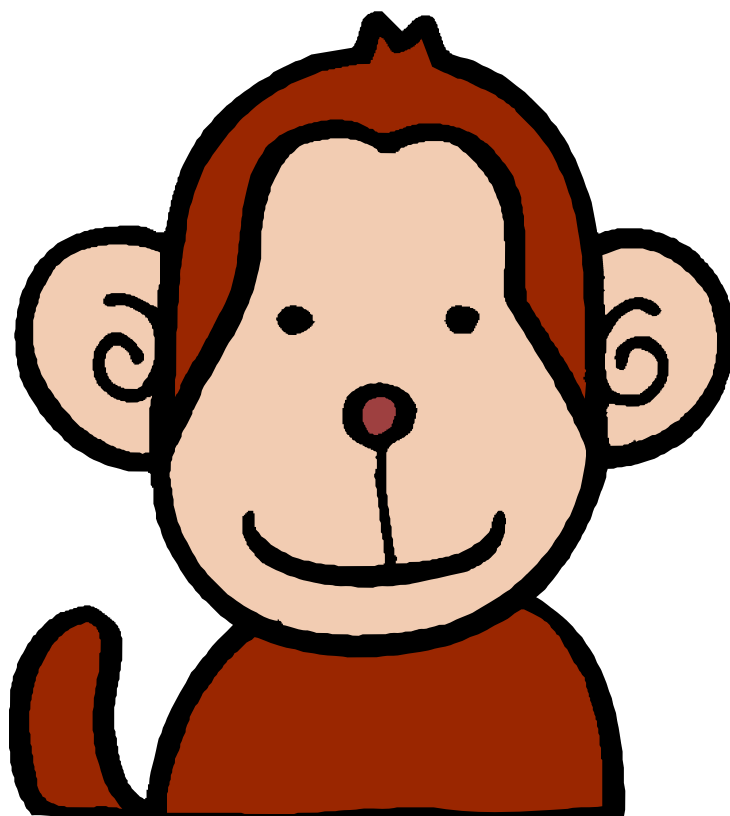


鳥獣害対策資料

鳥獣害対策の基礎

サル対策技術を中心として



平成20年3月

福岡県

はじめに

本県の野生鳥獣による農林水産被害金額を加害鳥獣別割合で見ると、イノシシが34%、カラス類が24%、シカが14%となっており、この3大鳥獣で70%を越えています。しかし3鳥獣とも、前年比では減少し、被害対策等が各地の研修会などで伝えられ、地域で対策がとられはじめていることがうかがえます。

しかしここ1～2年、県内各地で急激に被害報告が増加しているのが、サルです。被害金額では前年比で150%、3年前に比べると280%になっています。原因は、「サルの習性等がわからず、対策がとれない。」「知能が高く、防護対策がとりづらい。」「霊長類のため、捕獲対策に抵抗感がある。」などが考えられます。

本資料では、サルの習性、被害防止対策をできるだけわかりやすく編集しました。地域一体となってサルの被害防止に取り組む資料として利用していただければ幸いです。



サルとはどんな生き物か

1. 群れで行動

- ・サルは基本的に群れで行動。少ないと数匹、多くて70匹くらい。
- ・群れはおもにメスとその子供を中心に構成される。オスは4～5歳になると生まれた群れを離れ、別の群れに入ったり、オス同士の少数グループや1匹での生活を行う。(いわゆる「ハナレザル」)
- ・群れの個体数が多くなると分裂する。
- ・群れで活動するため、集団で農作物を襲い被害が甚大となる。
- ・1匹で畑を荒らすサルが現れたら、いずれ集団でやってくると思った方がよい。

2. 繁殖

- ・交尾期は年に1回で10月～翌1月。
- ・出産期は春から夏。(妊娠期間は170～180日)
- ・1回の出産で赤ん坊は1頭。
- ・初産は通常7～8歳だが、エサが豊富な場合、4～5歳。
- ・20歳ごろまでは、ほぼ隔年で出産。エサが豊富な場合、毎年出産するサルも少なくない。
- ・赤ん坊の死亡率は30～50%程度。エサが豊富な場合、20%以下。

3. 生活パターン、習性

- ・明るい時間帯だけ活発に活動し、夜間は活動しない。
- ・危険な時は、高いところへ逃げる。
- ・本来は森林から離れないが、人慣れすると林縁から離れた農地にも出没。

- ・一定の行動範囲があつて、その中を周期的にエサを求めて巡回。
- ・行動域面積は、20ha～3,000ha程度。

4. 食性

- ・植物が主食。キノコ類や昆虫など動物質も食べる雑食性。しかし、肉や魚は食べないとされる。
- ・栄養がよく、効率的にたくさん食べることができる植物を好む。
- ・集落に出るサルは、少しずつ食べられるものを覚え、食べる種類を増やしていく。
- ・冬場、山のサルは冬芽や樹皮を採食。
- ・早朝と夕方が採食のピーク。

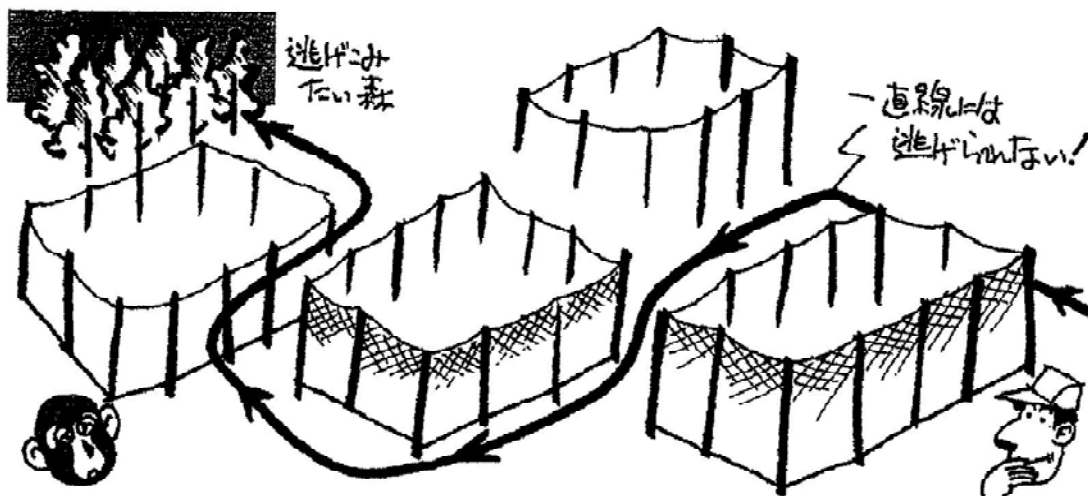
(サルが好む農作物)



引用文献 ○「山の畑をサルから守る」
井上 雅央著 発行所：農文協

5. 弱み

- ・臆病で慣れるのに時間がかかる。
- ・融通がきかない。
- ・本来、森に生息するため、人里へ出ることは怖い。
- ・本来、人間を怖がっている。(人慣れする前)



本来人里は怖いから、すぐには森へ逃げられないほ場をつくる。

引用文献 ○「山の畑をサルから守る」
井上 雅央著 発行所：農文協



サルの被害防止対策の紹介

あなたの集落が、サルのエサ場としていかに魅力のないものにするかが大切です。そのために集落で話し合い、できることから始めるようにしてください。

1. 農地や集落の環境を改善しよう。

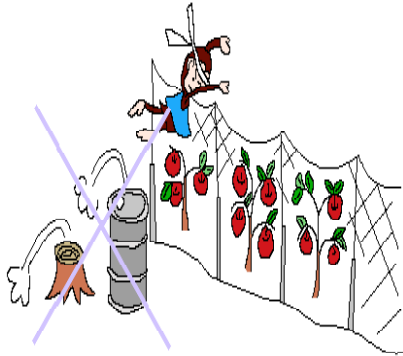
- ・収穫が終了し人にとって価値のなくなった収穫残さ、気象災害等で収穫をあきらめた農作物、摘果された未成熟野菜等をほ場に廃棄することは餌付と同じ行為で、サルをおびき寄せる原因となるので改善が必要です。また、早期水稲の稲刈り後の遅れ穂もエサ源となります。



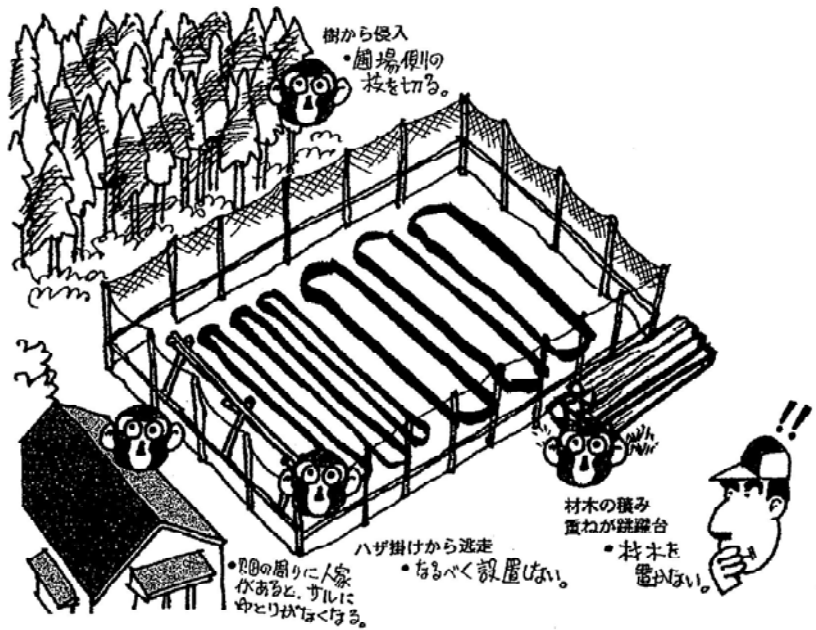
- ・誰も収穫しないカキ、クリ、ビワ等果樹もサルの貴重なエサ源となります。サル被害から守るためには、集落で点検し処分を検討しましょう。



- ・サルが森へ逃走しやすいような畑の中の足場やモノ、ほ場の横の高い樹木などは除去し、サルが逃走しにくい設計にはほ場周辺をつくりかえましょう。



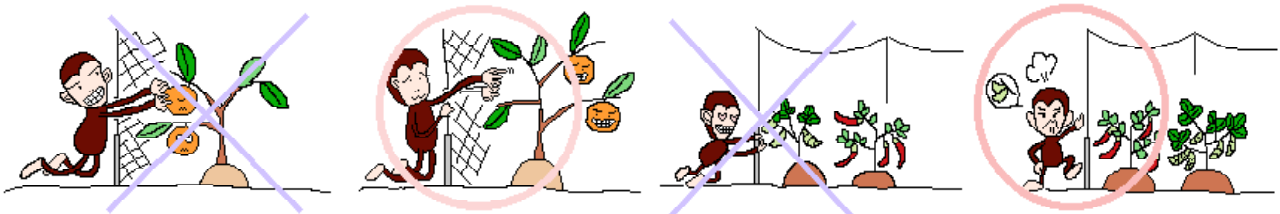
引用文献 ○みんなで防ごう農林産物の被害 奈良県



引用文献 ○「山の畑をサルから守る」井上 雅央著 発行所：農文協

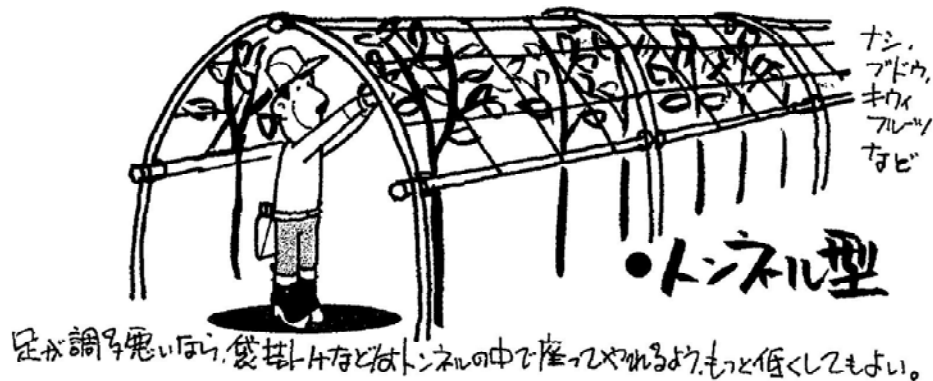
2. サルに強い畑へ変化させよう。

- ・網近くに植えた野菜や果物類は畑の外側に成らせると網越しにとられます。植える方向をかえたり、外側にトウガラシ、コンニャク等サルが食べない作物を植えるちょっとした作業で、エサ場としての価値が下がります。



引用文献 ○みんなで防ごう農林産物の被害 奈良県

- ・野菜の栽培は、サルが引っ張っても抜けにくい基本がしっかりした栽培をおこないましょう。
- ・果樹の栽培は、低段で仕立て、サルの侵入や逃走の経路とならないようにしましょう。

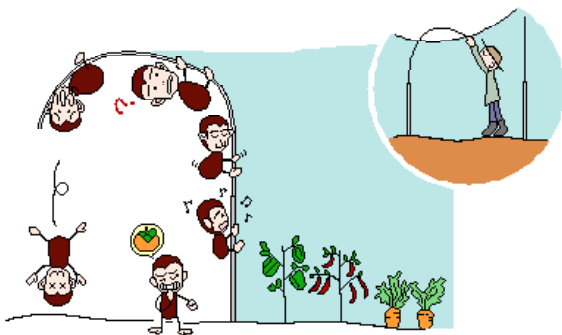
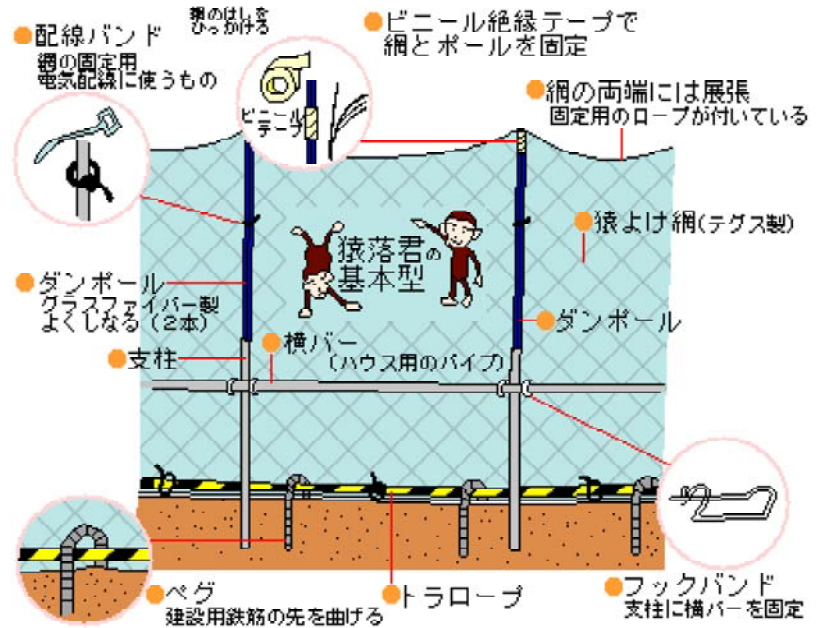


引用文献 ○「山の畑をサルから守る」井上 雅央著 発行所：農文協

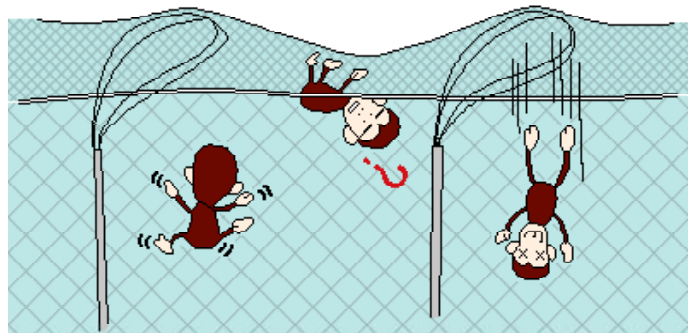
3. 自分で作れる防止柵で侵入を防ぐ。

《猿落君》

- ①ほ場の周囲にトラロープを巡らせ、70～100cm 間隔で鉄筋ペグを打ち込んで地面に固定する。
- ②トラロープにそって2 m 間隔で支柱用鉄パイプを地下 30cm ほど打ち込み、パイプにダンポールを2本ずつさす。
- ③フックバンドを用いて支柱用鉄パイプに地上 30cm の高さで横バーを固定する。
- ④ダンポールの先端にビニルテープと配線バンドでテグス網を固定する。
- ⑤テグス網の下端を配線バンドでトラロープに固定する。



サル学習にあわせて、柵の機能を生長させる。



進化形

引用文献 ○みんなで防ごう農林産物の猿害 奈良県

4. 追い払いによる対策

- ・集落でサルを見かけるとまず、追い払うことが大切です。「自分に必要のない作物だから」という理由で、そのままにしておくと、サルはどんどん人慣れをしていき、集落のエサ場としての価値が高まり、後に被害が拡大していきます。

《追い払い方法》

- ・おおげさな動作、声
- ・ロケット花火
- ・威嚇銃 (エアガン)
- ・モンキードッグ (サル追い犬)
- ・電波発信機利用

等

モンキードッグとはサル追い犬のことです。

平成17年に長野県大町市が全国で初めて、犬によるサルの追い払いを開始しました。農家で飼われていた普通の雑種犬を、訓練所に半年程度預けてサルを追うようにしつけをおこないます。普段は農家の飼い犬でつながっていますが、サルが出没するときのみ、放してサルの追い払いを行わせます。

開始から3年が経過し、効果が高いことから全国的に広がり始めています。

※適正なしつけ及び訓練がなされ鳥獣被害を防止するための追い払いに使役する場合等を除き、原則犬の放し飼いは禁止されています。



長野県大町市で現在活躍しているモンキードッグ



電波発信機を利用した追い払いとは

電波発信機を、被害を発生させているサルの群れに装着して群れの位置を探索し、農地や人家への接近を予測して、人が先回りをしてサルを追う方法です。

5. 捕獲による対策

サル対策は、人間とサルの住み分けを前提とし、人の生活圏でのサルの採食機会を減らし、人間に対する警戒心や恐怖心を高めることが必要で、農地や集落内がニホンザルの行動域にならないよう、追い払い等によって学習させる必要があります。

しかしながら、追い払いや防除対策を講じてもなお被害を軽減できず、農耕地あるいは市街地に強く依存する個体がある場合には、捕獲を検討することになります。

捕獲にあたっては、有害個体を特定して捕獲することが重要で、安易な捕獲を行うと群れが分裂し、被害がさらに拡大する恐れがあるので注意が必要です。

なお、捕獲にあたっては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の許可が必要となります。

代表的な被害防止対策を紹介しましたが、他にもあります。いろいろな対策・技術を組み合わせて、集落全体でできることから始め、被害が出た時は再度レベルアップさせるという考え方が大切です。



サル対策の強い味方

1. 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度

野生鳥獣による農作物被害の防除に関する専門家を農林水産省が登録し、地域の要請に応じて紹介する制度です。その専門家を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」とし、平成19年7月現在118名が登録しています。

サルの専門家も多数いますので、研修会を開く時に本制度を積極的に活用しましょう。

農林水産省アドバイザー登録制度HPアドレス
<http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/cyoju/adbai/index.html>

2. 鳥獣害防止総合対策事業の活用

- ①平成19年12月14日「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）が成立しました。
- ②この法律では、市町村等の地域が主体的に対策に取り組むことができるよう、鳥獣害防止計画を策定した市町村に対して、被害防止対策を推進するための必要な措置が講じられることとなります。
- ③このため、国は平成20年度から28億円の予算で個体数管理（箱ワナの設置、有害鳥獣捕獲体制の整備等）、被害防除（追い払い対策、防護柵の設置等）、生息環境管理（緩衝帯の設置等）等の対策が可能な「鳥獣害防止総合対策事業」を実施する予定です。

この資料に関する問い合わせ先

農政部農業技術課食の安全係
tel 092-643-3518 fax 092-643-3516

引用文献 本資料を作成するにあたり次の資料を参照しました。
○「山の畑をサルから守る」井上雅央著 発行所：農文協
○みんなで防ごう農林産物の猿害 奈良県 ○野生鳥獣被害防止マニュアル ―生態と被害防止対策(基礎編)― 農林水産省
○鳥獣被害防止対策の手引き 嶺南地域有害鳥獣対策協議会 福井県嶺南振興局

